

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例

沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例（平成22年沖縄県条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条の規定に基づき、沖縄県選挙管理委員会の事務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 県は、法第227条の規定により、別表に掲げる名称及び金額の手数料を徴収する。

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、開示を請求する際又は写し等の交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第5条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（過料）

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
少額領収書等の写しの開示請求手数料	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の請求に係る事務	開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき250円
少額領収書等の写しの交付手数料	政治資金規正法第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	<p>アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限り。）の交付 交付する用紙1枚につき10円</p> <p>イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>

<p>収支報告書等の写しの交付手数料</p>	<p>政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の写しの交付</p>	<p>アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 収支報告書等を複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り。）の交付 交付する用紙1枚につき10円</p> <p>イ 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告書等の文書1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>ウ 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に収支報告書等の文書1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>署名に関する争訟並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る書面又は書類の写しの交付手数料</p>	<p>法第258条第1項並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項及び第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づく書面又は書類の写しの交付</p>	<p>アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円</p> <p>イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円</p> <p>ウ A4以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき50円</p>
<p>署名に関する争訟並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る電磁的記録に記録された事項</p>	<p>法第258条第1項並びに公職選挙法第216条第1項及び第2項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録さ</p>	<p>アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円</p> <p>イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円</p> <p>ウ A4以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき50円</p>

を記載した書面の の交付手数料	れた事項を記載した書面の の交付
--------------------	---------------------

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機による複写、又は出力する用紙については、原則として、A3以下の大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合には、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政不服審査法が全部改正され、同法の規定を準用する地方自治法及び公職選挙法の規定により署名並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る書面等の写し等を交付することができることとなったことに伴い、当該交付に関する事務について手数料の徴収根拠を定め、選挙管理委員会関係手数料として整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。